

農業者年金受給権者の皆様へ

独立行政法人農業者年金基金

令和7年度農業者年金受給権者現況届の提出について（お願い）

農業者年金を受給している方は、毎年6月1日現在において、引き続き年金を受給する資格があるか否かを確認するため、6月中に農業者年金受給権者現況届（以下「現況届」といいます。）の提出が必要になります。

このため、同封の現況届に必要な事項を記入・署名し、お住まいの住所地にある市区町村役所（場）内の農業委員会（以下「農業委員会」といいます。）に提出をお願いします。

なお、提出期限内に現況届を提出されなかった場合は、11月以降の農業者年金の受給が遅れる又は受給できなくなることがありますので、必ず提出をお願いします。

提出書類	令和7年度農業者年金受給権者現況届（6月1日現在の状況を記入） ※ 現況届（裏面）の「諸名義確認該当者」又は「再確認該当者」の欄に「*」の表示がある方は、確認書類の提出が必要となる場合があります（農業委員会又はJA（農業協同組合）の担当者からご案内します。）。
提出方法	農業委員会の窓口を持参 ※ 農業委員会に持参することができない場合は、郵送による提出等について、農業委員会にお問合せください。
提出期限	令和7年6月30日（月） ※ 上記の期限を過ぎてしまった場合でも、必ず現況届の提出をお願いします。

【現況届の提出にあたっての注意事項】

- 1 現況届は、機械で読み取りの処理を行うため、用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。汚損又は紛失した場合は、農業委員会に手書き用の現況届を用意していますので、ご利用ください。
- 2 現況届の「1. 支給停止事由等に該当していないの自己チェック」について、全ての項目に「はい」又は「いいえ」のいずれかに○を付けていただき、受給している経営移譲年金又は特例付加年金（以下「経営移譲年金等」といいます。）が支給停止事由に該当しないことを確認してください。
 ※1 農業経営の再開をしているなど、経営移譲年金等の支給要件を満たさずに、年金の受給を継続していることが見受けられるため、毎年、現況届の提出時に確認及び記入をお願いしています。これらの自己チェックの記入が漏れていると、現況届は受理できません。
 ※2 ①農業所得の納税申告名義、②経営所得安定対策等交付金の申請名義、③農業共済（NOSAI）の加入名義が経営移譲又は経営継承の相手方に変更等されていない場合は、経営移譲年金等の裁定取消又は支給停止になることがありますので、農業委員会に相談してください。
- 3 新たに農地等を取得又は借り入れた場合、貸し付けていた農地等の返還があった場合、農業経営の再開をしている場合など、経営移譲年金等の支給停止事由に該当する場合は、同封の現況届を提出することはできません。
 この場合は、「支給停止事由該当届」（様式第57号又は様式第K51号）の提出が必要となりますので、農業委員会にご相談ください。
- 4 当基金では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」といいます。）に基づき、地方公共団体情報システム機構に対して、マイナンバーの情報提供を求め、収録を行っています。
 また、マイナンバーの利用については、マイナンバー法に定める事務（農業所得の照会等）のみに使用し、当基金において、適正に保管・管理いたします。
- 5 受給権者の方が死亡している場合は、現況届の提出は不要です。ご遺族の方が、最寄りのJA（農業協同組合）で、「農業者年金死亡関係届出書」（様式第K31号の1又は2）の手続きをお願いします。

裏面もあります。